

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、午後 1 時 10 分から午後 2 時 20 分までの 1 時間 10 分である。
- 2 解答用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は 25 問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ五肢択一方式である。
- 5 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
- 6 マークの記入は、解答用紙に記された記入例を参照のこと。
- 7 解答の記入にあたっては、次の点に注意すること。
  - (1) 筆記具は HB の黒鉛筆又は黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内をぬりつぶすこと。
  - (2) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
  - (3) 解答用紙は、汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 8 携帯電話の電源は切り、電卓は使用しないこと。

以上の注意事項及び係官からの指示事項が守られない場合には、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

問 1 計量法の目的及び用語の定義に関する記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。
- 2 計量とは、長さ、質量、電流などの計量法で定める物象の状態の量を計量することをいう。
- 3 取引とは、有償で行われる物又は役務の給付を目的とする業務上の行為のみをいう。
- 4 証明とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 5 計量器とは、計量をするための器具、機械又は装置をいう。

問 2 計量単位に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 温度の計量単位について、30 度(°C)の温度は、303.15 ケルビン(K)である。
- 2 仕事の計量単位であるジュール(J)の定義は、1 ニュートン(N)の力がその力の方向に物体を 1 メートル動かすときの仕事である。
- 3 濃度の計量単位の一つとして、質量一兆分率(ppm)がある。
- 4 圧力の計量単位であるパスカル(Pa)の定義は、1 平方メートルにつき 1 ニュートン(N)の圧力である。
- 5 大気の圧力の計量単位であるヘクトパスカル(hPa)のヘクト(h)は、100 分の 1 を表す接頭語である。

問 3 次に示す物象の状態の量と法定計量単位の組合せのうち、誤っているものを一つ選べ。

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (物象の状態の量) | (法定計量単位)        |
| 1 熱伝導率    | ワット毎平方メートル毎ケルビン |
| 2 粘度      | ニュートン秒毎平方メートル   |
| 3 磁界の強さ   | アンペア毎メートル       |
| 4 光束      | ルーメン            |
| 5 角加速度    | ラジアン毎秒毎秒        |

問 4 次の記述は、計量法第 10 条の正確な計量に関するものであるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

- ・物象の状態の量について、(ア)により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。
- ・都道府県知事又は特定市町村の長は、上記の計量をする者がこれを遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを(イ)することができる。
- ・都道府県知事又は特定市町村の長は、この(イ)をした場合において、その(イ)を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を(ウ)することができる。

- |          |      |    |
|----------|------|----|
| ア        | イ    | ウ  |
| 1 特定計量器  | 勸告   | 命令 |
| 2 特定計量器  | 厳重注意 | 命令 |
| 3 特定計量器  | 勸告   | 公表 |
| 4 法定計量単位 | 厳重注意 | 命令 |
| 5 法定計量単位 | 勸告   | 公表 |

問 5 商品の販売に係る計量に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第 12 条第 2 項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、容器に入れたその特定商品を販売するときは、その容器にその特定物象量を法定計量単位により、経済産業省令で定めるところにより、表記しなければならない。
- 2 計量法第 13 条第 1 項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。
- 3 量目公差は、表示量(特定商品の特定物象量として法定計量単位により示されたものをいう。)が当該特定商品の真実の特定物象量を超えない場合についても定められている。
- 4 特定物象量とは、特定商品ごとに計量法第 12 条第 1 項の政令で定める物象の状態の量をいい、質量、体積及び面積が定められている。
- 5 密封とは、商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破壊しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。

問 6 次の記述は、計量法第 16 条第 1 項の使用の制限に関するものであるが、①～③に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

- 一 ( ① )でないもの
- 二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器
  - イ 検定証印が付されている特定計量器
  - ロ ( ② )が付されている特定計量器
- 三 検定証印又は( ② )が付されているものであって、その証印の( ③ )特定計量器

- 1 特定計量器 基準適合証印 使用期限を経過した
- 2 計量器 定期検査済証印 使用期限を経過した
- 3 計量器 基準適合証印 有効期間を経過した
- 4 特定計量器 定期検査済証印 有効期間を経過した
- 5 計量器 基準適合証印 使用期限を経過した

問 7 次の記述は、計量法第 25 条第 3 項に規定する定期検査に代わる計量士による検査に関するものであるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

定期検査に代わる計量士による検査をした計量士は、その特定計量器が第 23 条第 1 項各号(定期検査の合格条件)に適合するときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した(ア)をその(イ)に交付し、その特定計量器に経済産業省令で定める方法により表示及び(ウ)を付することができる。

- |       |                |         |
|-------|----------------|---------|
| ア     | イ              | ウ       |
| 1 適合証 | 特定計量器を使用する者    | 検査をした年  |
| 2 証明書 | 特定計量器を使用する者    | 検査をした年月 |
| 3 証明書 | 所在地を管轄する都道府県知事 | 検査をした年月 |
| 4 適合証 | 特定計量器を使用する者    | 検査をした年月 |
| 5 適合証 | 所在地を管轄する都道府県知事 | 検査をした年  |

問 8 指定定期検査機関に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用い、かつ、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に定期検査を実施させなければならない。
- 2 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程(業務規程)を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。
- 3 指定定期検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。
- 4 指定定期検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 5 指定定期検査機関は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。

問9 特定計量器の製造又は修理に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 電気計器以外の特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器を製造する場合であっても、その事業の届出をしなければならない。
- 3 電気計器以外の届出修理事業者は、届出事項(事業の区分に係るものを除く。)に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。
- 5 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

問10 特定計量器の販売に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 届出製造事業者又は届出修理事業者が、その届出に係る特定計量器であつてその者が製造又は修理をしたものの販売の事業を行おうとするときは、その旨を届け出る必要はない。
- 2 販売事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 販売の事業の届出の対象となる特定計量器は、アネロイド型血圧計、分銅及びおもりである。
- 4 輸出のために特定計量器を販売する者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、必要な事項を当該特定計量器の販売しようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、政令で定める特定計量器の販売に当たりその販売の事業を行う者が遵守すべき事項を定めることができる。

問11 検定等に関する次のア～オの記述のうち、正しいものがいくつあるか次の選択肢の中から一つ選べ。

- ア 検定に合格しなかつた特定計量器に検定証印が付されているときは、その検定証印を除去する。
- イ 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示する。
- ウ 特定計量器の検定を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、特定市町村の長に申請書を提出しなければならない。
- エ 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。
- オ 型式承認の表示が付された特定計量器は、検定において器差検定を省略することができる。

- 1 0個
- 2 1個
- 3 2個
- 4 3個
- 5 4個

問12 特定計量器の型式に関する次の記述のうち、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

届出(ア)事業者は、その(ア)する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、(イ)の(ウ)を受けすることができる。

ア	イ	ウ
1 修理	経済産業大臣(独立行政法人産業技術総合研究所) 又は都道府県知事	承認
2 製造	経済産業大臣(独立行政法人産業技術総合研究所) 又は日本電気計器検定所	承認
3 製造	経済産業大臣(独立行政法人産業技術総合研究所) 又は都道府県知事	登録
4 修理	経済産業大臣(独立行政法人産業技術総合研究所) 又は日本電気計器検定所	登録
5 製造	経済産業大臣(独立行政法人産業技術総合研究所) 又は都道府県知事	承認


問13 指定製造事業者制度に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場ごとに行う。
- 2 届出製造事業者は、指定製造事業者の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う調査を受けることができる。
- 3 指定製造事業者の指定を受けようとする外国製造事業者は、氏名又は名称及び住所、事業の区分その他必要な事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 指定製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場において製造する承認に係る型式に属する特定計量器(あらかじめ都道府県知事に届け出て製造される輸出用の特定計量器及び試験的に製造される特定計量器を除く。)について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、指定製造事業者の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

問14 指定製造事業者の製造する特定計量器に付す基準適合証印の形状として、正しいものを一つ選べ。



問15 基準器検査に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。
- 2 基準器検査の合格条件は、基準器検査を行った計量器の構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める基準に適合することである。
- 3 基準器検査に合格した計量器には、基準器検査証印が付されるが、その証印の形状は、である。
- 4 基準器検査成績書の有効期間は、計量器が基準器検査に合格したときに交付される基準器検査成績書に記載される。
- 5 基準器検査を行う計量器の種類及びひこれを受けけることができる者は、経済産業省令で定められている。

問16 計量証明事業に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、計量証明事業者が登録の基準に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、当該事業者による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 計量証明の事業であって、運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明(船積貨物の積み込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。)の事業を行うととする者は、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 4 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。
- 5 計量証明の事業の登録には、有効期間の定めはない。

問17 計量証明検査に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、計量証明検査を受ける必要はない。
- 2 都道府県知事は、その指定する者(指定計量証明検査機関)に、計量証明検査を行わせることができる。
- 3 計量証明検査の合格条件の一つとして、特定計量器の器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと、がある。
- 4 計量証明検査に合格した特定計量器には、計量証明検査済証印を付すとともに、その証印に計量証明検査を行った年月を表示するものとする。
- 5 計量証明検査の合格条件の一つとして、特定計量器の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、がある。

問18 特定計量証明事業に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量証明事業とは、計量法第107条第2号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。
- 2 特定計量証明事業の認定の基準の一つとして、特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること、がある。
- 3 認定特定計量証明事業者は、認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- 4 特定計量証明認定機関は、認定特定計量証明事業者が特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有しなくなったときは、その認定を取り消すことができる。
- 5 特定計量証明事業を行おうとする者の認定は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

◇M5(066-69)

問19 計量士に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量士の登録は、計量士として業務を行う地域を管轄する都道府県知事が行う。
- 2 計量士の登録を受けようとする者は、必ず計量士国家試験に合格しなければならぬ。
- 3 計量法に基づく命令の規定に違反して計量士の登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者は、計量士として登録を受けることができなない。
- 4 経済産業大臣は、計量士が特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたときは、三年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができらる。
- 5 計量士でない者であっても、計量士の補助者として計量の実務に従事している場合は、計量士の名称を用いることができる。

問20 計量士に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者は、計量士の名称を用いることができる。
- 2 一般計量士として経済産業大臣の登録を受けようとする者は、必ずしも計量に関する実務の経験を要しない。
- 3 計量士の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 4 都道府県知事が行う検定は、計量士が行う検査に代えることができる。
- 5 都道府県知事又は特定市町村の長が行う定期検査は、計量士が行う検査に代えることができる。

◇M5(066-70)



問21 適正計量管理事業所に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所とは、特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものとして指定された事業所のことである。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項の一つとして、使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分、がある。
- 3 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。
- 4 適正計量管理事業所の指定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器については、計量法の定期検査が免除される。

問22 適正計量管理事業所に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 国の事業所は、適正計量管理事業所の指定を受けることができない。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項の一つとして、当該事業所で使用する特定計量器の名称、性能及び数がある。
- 3 適正計量管理事業所の指定においては、特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものである必要がある。
- 4 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識掲げることができる。

問23 特定標準器による校正等に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を表示する計量器又はこれを表示する標準物質を指定するものとする。
- 2 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を表示する計量器を指定する場において、特定標準器を計量器の校正に繰り返し用いることが不適当であると認めるときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であって、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めると併せて指定するものとする。
- 3 特定標準器等又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付けは、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が行う。
- 4 特定標準器による校正等が行われたときは、経済産業省令で定める事項を記載した認定証が交付される。
- 5 指定校正機関の指定の基準の一つとして、特定標準器による校正等の業務を行う計量士が置かれていること、がある。

問24 次の記述は、計量法のいわゆるトレーサビリティに関するものであるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

(ア)による校正等をされた計量器若しくは(イ)又はこれらの計量器若しくは(イ)に(ウ)として段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは(イ)を用いて計量器の校正等を行うものであること。

	ア	イ	ウ
1	特定標準器	特定標準物質	連続
2	特定計量器	標準物質	連続
3	特定計量器	特定標準物質	連鎖
4	特定標準器	標準物質	連鎖
5	特定計量器	特定標準物質	連続

問25 計量法の立入検査等に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 都道府県知事は、計量法の施行に必要な限度において、届出修理事業者に対し、その業務に関し報告させることができる。
- 2 都道府県知事は、計量法の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者の事業所に立ち入り、計量器その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 都道府県知事は、その職員に立入検査をさせた場合において、その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないため検定証印又は基準適合証印を除去された特定計量器を取引又は証明に使用している場合は、その特定計量器を没収することができる。
- 4 経済産業大臣は、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器(計量法第16条第1項の政令で定めるものを除く。)を検査させた場合において、その特定計量器の器差が経済産業省令で定める使用公差を超えるときは、その特定計量器に付されている検定証印又は基準適合証印を除去することができる。
- 5 都道府県知事は、その職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる計量器があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

問 9 特定計量器の製造又は修理に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 電気計器以外の特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器を製造する場合であっても、その事業の届出をしなければならない。
- 3 電気計器以外の届出修理事業者は、届出事項(事業の区分に係るものを除く。)に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。
- 5 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

問10 特定計量器の販売に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 届出製造事業者又は届出修理事業者が、その届出に係る特定計量器であつてその者が製造又は修理をしたものの販売の事業を行おうとするときは、その旨を届ける必要はない。
- 2 販売事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 販売の事業の届出の対象となる特定計量器は、アネロイド型血圧計、分銅及びおもりである。
- 4 輸出のために特定計量器を販売する者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、必要な事項を当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、政令で定める特定計量器の販売に当たりその販売の事業を行う者が遵守すべき事項を定めることができる。

◇M5(066—63)

問11 検定等に関する次のア～オの記述のうち、正しいものがいくつあるか次の選択肢の中から一つ選べ。

- ア 検定に合格しなかった特定計量器に検定証印が付されているときは、その検定証印を除去する。
- イ 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示する。
- ウ 特定計量器の検定を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、特定市町村の長に申請書を提出しなければならない。
- エ 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。
- オ 型式承認の表示が付された特定計量器は、検定において器差検定を省略することができる。

- 1 0 個
- 2 1 個
- 3 2 個
- 4 3 個
- 5 4 個

◇M5(066—64)